第三十一条　協力及び情報の交換

1　両締約国は、税関手続（禁制品の取引の取締り並びに知的財産権を侵害する疑いのある物品の輸入及び輸出の取締りを含む。）の分野において協力し、及び情報を交換する。

2　第五条1の規定は、この条の規定に基づく情報の交換については、適用しない。

3　この条の規定に基づく協力及び情報の交換（秘密の情報の交換を含む。）を実施するための詳細及び手続については、実施取極第二章で定める。

第三十二条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会

この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、附属書二の第三十条に従って設置される原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会は、同条に規定する任務を遂行する。

第四章　衛生植物検疫措置

第三十三条　適用範囲

この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある両締約国のすべての衛生植物検疫措置であって、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）に基づくものについて適用する。

第三十四条　権利及び義務

衛生植物検疫措置の適用に関する協定は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

第三十五条　衛生植物検疫措置に関する協議

1　両締約国は、相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、両締約国が合意する時期及び場所において、科学に立脚した協議を行う。

2　1に規定する協議は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の職員の間で行う。

第三十六条　第十四章の規定の不適用

第十四章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第五章　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第三十七条　適用範囲

1　この章の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定（以下「貿易の技術的障害に関する協定」という。）に定義する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

2　この章の規定は、あらゆる産品（その原産地を問わない。）に関する強制規格、任意規格及び適合性評価手続について適用する。

3　この章の規定は、政府機関が自らの生産又は消費の必要上作成する購入仕様及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。

4　この章に規定する場合を除くほか、貿易の技術的障害に関する協定は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する両締約国の権利及び義務について適用する。

第三十八条　協力

1　両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続が両締約国間の物品の貿易に不必要な障害をもたらさないことを確保するため、可能な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力を強化する。当該協力の強化の結果により適当な場合には、分野別の取決めを行う。

2　1の規定に基づく協力には、次の事項を含めることができる。

(a)　両締約国の強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報（国際規格と両締約国の強制規格の調和に関する情報を含む。）の交換を行うこと。

(b)　適当な場合には、国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する活動に共同で貢献すること。

(c)　強制規格及び適合性評価手続の基礎として国際規格の役割を強化すること。特に、関連する国際規格に基づいて、適合性評価機関の認定及び適合性評価手続の結果の受入れを促進すること。

第三十九条　照会所

一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からのすべての妥当な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国が知るべきであると考えるその他の関連する情報を当該他方の締約国に提供する照会所を指定する。

第四十条　適合性評価手続の結果の受入れ

1　一方の締約国は、特定の産品に関して強制規格に適合していることについての明確な保証が必要とされる場合には、他方の締約国から輸入される当該産品の供給者に対し、適合性評価手続への無差別の原則に基づくアクセスを与えることを確保する。

2　一方の締約国は、他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合していることについて、当該他方の締約国の適合性評価手続が自国の適合性評価手続と同等の保証を与えるものであると当該一方の締約国が認める場合に限る。適合性評価手続の結果の受入れに関し、適合性評価機関に対する認定が国際標準化機関によって作成される関連する基準又は指針に従って行われる場合には、十分な技術的知見に基づくものであるとの推定が確立される（反証が許される）ものとする。

3　両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定6.1及び6.1.2に規定する事項に関し、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることを認める。当該協議については、次条に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会において行う。

4　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合において適当なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れていない理由について説明する。

第四十一条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定に基づく協力を調整し、及び円滑にすること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連するあらゆる問題について討議すること。

(d)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。

(e)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(f)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者を招請することができる。これらの代表者はすべて、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものとする。小委員会は、特定の任務を遂行するための特別作業部会を設置することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。